

品川プリンスホテル スポーツジム高輪 重要事項

品川プリンスホテル スポーツジム高輪(以下「当施設」といいます)ご入会にあたり、以下の事項をよくお読みください。

1. ご入会について

- (1) 新規ご入会は、年齢満18歳以上の方が対象となります。
- (2) ご入会から最初の1か月は最低利用期間ですので、期間途中での退会・コース変更はできません。
また、月途中からご入会の方は翌月までが最低利用期間となります。
- (3) ご入会手続きはご本人さまにてお願いいたします。
※運転免許証等でご本人確認をさせていただく場合がございます。
- (4) 下記に該当する方のお申し込み・ご利用はお断りいたします。
 - ① 当施設運営上、当施設及び他のお客さまの迷惑となる行為をされた方
 - ② 過去に受講料の滞納、その他の理由で退会となった方
 - ③ 暴力団、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会勢力に属していると当施設が判断した方
 - ④ 刺青、タトゥー(タトゥーシールを含む)をしている方
 - ⑤ 外国籍で在留カードをお持ちでない方
 - ⑥ 持病があり医師より運動を控えるように指示のある方

2. 利用開始前のチェックインについて

- (1) ご予約制になりますので、フロントまたはお電話にてお申し込みください。
- (2) 受講前に「SEIBU PRINCE CLUB」または「Seibu Prince Global Rewards」の会員バーコードをフロント横の端末にかざし、チェックインを済ませてからお入りください。
- (3) フロントにて、「セキュリティカードキー」と「緊急防犯ブザー」を受け取りください。

3. コース変更について

- (1) 会員種別の変更は、変更希望月の前月20日から当月開始前までに、フロントにて「退会・コース変更届」をご提出ください。

4. 退会について

- (1) 退会は、退会希望月の10日(入会1カ月後から退会可能)までに、フロントにて「退会・コース変更届」をご提出ください。
口頭・電話・ファックス等による受付できかねますので予めご了承ください。
※例)3月期まで受講、4月より退会希望の場合は、3月10日までの手続きが必要となります。
- (2) お客さまから退会届のご提出がない限り自動的に継続となります。(休会制度はございません。)
1ヵ月間無断欠席でお客さまとご連絡が取れない場合は、退会とさせていただきます場合がございます。

5. 受講料のお支払いについて

- (1) ご入会・再入会時は最初の2ヵ月分をフロントにてお支払いいただき、3ヵ月目より口座振替となります。
※3ヵ月目後以降の受講料は口座振替でのお支払いとなり、窓口での受講料のお支払いは原則できません。
- (2) 口座振替は、毎月6日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)が当月分の引落しとなります。
口座引き落としができなかった場合は、当月期受講開始前までにフロントでお支払いください。
フロントにて受講料をご精算いただく場合、1コース・1か月につき550円(税込)の事務手数料を頂戴いたします。
- (3) ご利用開始前にお支払いいただけない場合は、ご利用ができませんのでご注意ください。
また、お客さまへ通知連絡することなく退会とさせていただきます場合がございます。

6. その他

- (1) お申し込み時に登録いただいた情報(住所、電話番号など)に変更がある場合は速やかにお届けください。
- (2) お預かりするお客さま情報により、当社施設やグループ会社から新商品・企画サービスに関するお知らせ等のご案内をする場合がございます。ご案内が不要の方は SEIBU PRINCE CLUB Webサイト上での停止、もしくは西武プリンスクラブデスクまでご連絡ください。(但し、当施設における重要なお知らせについてはご連絡させていただく場合がございます。)
- (3) 施設内で発生した盗難については責任を負いかねます。お荷物、貴重品等についてはロッカー(有料)あるいはセーフティーボックス(無料)をご利用いただき、お客さまご自身で管理・保管してください。
- (4) 施設内ではトレーナー・インストラクターの注意・指示に従ってください。お客さまが指示に従わず、またはご自身の不注意により怪我を負った場合、または他のお客さまに怪我を負わせた場合、当施設は一切の責任を負いかねます。
※スポーツ保険にお入りいただくことをお勧めします。(月会費の中には保険は含まれておりません。)
- (5) 施設ご利用にあたり、以下に該当する場合はご利用をお断りいたします。
 - ① 医師等から運動することを止められているとき。
 - ② 酒気を帯びているとき。
 - ③ 正当な理由なく施設係員の指示に従わないとき。
 - ④ 1-(4)のいずれかに該当することが判明したとき。